

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所公告

平成30年度における地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の受変電設備（断路器・避雷器）改修工事について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成30年9月14日

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所
理事長 奥野 良信

1 入札に付する事項

- (1) 契約件名
受変電設備（断路器・避雷器）改修工事
- (2) 履行場所
大阪市天王寺区東上町8-34
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所天王寺センター
- (3) 履行期間
平成30年11月1日から平成30年12月25日まで
- (4) 工事概要
受変電設備の断路器・PC及び避雷器の取替え改修を行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第14条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 大阪市の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪府税及び大阪市税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、大阪府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- (7) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- (8) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (9) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所、大阪府又は大阪市との契約において、入札談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。
- (10) 平成 29・30 年度大阪市工事請負入札参加有資格者名簿中「電気工事」に登録をされている者であること。
- (11) 「電気工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が、平成 29 年 3 月 12 日以降の日であること。ただし、入札参加資格審査申請書の提出時点において当該要件を満たさない者については、入札執行の日までに、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを提出すること。

(12) 大阪府又は大阪市の区域内に事業所を有していること。

3 入札参加資格確認手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

平成30年9月14日（金）から平成30年9月28日（金）まで

イ 交付方法

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所のホームページ（<http://www.iph.osaka.jp/>）からダウンロードにより交付する。

(2) 入札参加資格申請書類の提出

ア 提出期間

平成30年9月14日（金）から平成30年9月28日（金）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時までとする。

イ 提出場所

大阪府大阪市東成区中道一丁目3番69号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 森ノ宮センター 管理課（電話：06-6972-1770）

ウ 提出方法

提出書類は持参若しくは郵送とし、電送による申請は認めない。

(3) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成30年10月5日（金）に入札参加資格確認結果を電子メールにより通知する。

4 入札手続

(1) 入札執行日時

平成30年10月12日（金）午後2時30分

(2) 入札執行場所

大阪府大阪市東成区中道一丁目3番69号

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 森ノ宮センター 3階 中会議室

(3) その他

入札書は、入札参加資格者（代理人含む。）が持参するものとし、郵送は認めない。

5 その他

(1) 入札保証金

入札保証金は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第5条の規定に該当する場合は免除とする。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第6条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約保証金

落札者は、契約を締結するまでに、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第22条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、同規程第23条の規定に該当するときは、その納付を免除する。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。